

# 精神障害者医療費助成事業（一般）対象者のみなさまへ

## ◎ 精神障害者医療費助成事業（一般）対象者

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- ◆ 生駒市に住所を有するとみなされる方
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- ◆ 国民健康保険、社会保険等に加入されている75歳未満の方  
(無保険の方や、後期高齢者医療制度加入者は除きます)
- ◆ 生活保護を受給されていない方

## ◎ 精神障害者医療費助成事業（一般）助成範囲

原則、すべての診療科における入院・通院に対して助成します。

## ◎ 精神障害者医療費助成事業（一般）助成金額

通院	◆ 保険適用の自己負担額から、ひと月、医療機関ごとに <b>500円</b> の一部負担金を除いた額
入院	◆ 保険適用の自己負担額から、ひと月、医療機関ごとに <b>1,000円</b> の一部負担金を除いた額 (ただし、14日未満の入院の場合は、 <b>500円</b> の一部負担金を除いた額)
調剤薬局	◆ 保険適用の自己負担額のままの額
※ 注意事項	◆ 総合病院の場合は、診療科(医科と歯科)ごとに一部負担金が発生します。 ◆ 同じ診療科で同月に入院と通院が発生した場合もそれぞれに一部負担金が発生します。 ◆ 予防接種や健康診断、入院時の食事代等の保険診療の対象とならない医療費は助成対象外です。また、学校のケガ等で日本スポーツ振興センターからの給付が受けられる場合も助成対象外です。

## ◎ 精神障害者医療費助成事業（一般）助成方法

### ● 奈良県内の医療機関等で受診した場合

- ◆ 医療機関等窓口で「**健康保険証(被保険者証)**」と「**精神障害者医療費受給資格証**」を必ずご提示ください。
  - ・ 自立支援の指定医療機関を受診する際には、必ず「**自立支援医療受給者証(精神通院)**」と「**上限管理票**」も併せてご提示ください。
- ◆ 医療機関等窓口での会計時に一旦、保険等の自己負担額(1~3割)をご負担ください。
- ◆ 医療機関等より、原則、2~3ヶ月後に生駒市に金額等データが届き、生駒市より登録口座に振り込みます。



### ● 奈良県外の医療機関等で受診した場合

- ◆ 医療機関等窓口で「**健康保険証(被保険者証)**」を必ずご提示ください。
  - ・ 自立支援の認定を受けておられる方は、指定病院を受診する際は、上記書類に必ず「**自立支援医療受給者証(精神通院)**」と「**上限管理票**」も併せてご提示ください。
- ◆ 医療機関等窓口での会計時に一旦、保険等の自己負担額(1~3割)をご負担ください。
- ◆ 生駒市役所へ「**領収書**」「**印鑑**」等を持参のうえ、**助成金の支給を請求を行ってください**。後日、登録口座に振り込みます。

※ 「精神障害者医療費受給資格証」の交付(更新)は、認定が必要になりますので、助成等を希望される場合は、まずは、生駒市役所で交付(更新)申請を行ってください。

### ◎ 精神障害者医療費助成事業(一般)認定申請に必要なもの

- ◆ 精神障害者保健福祉手帳
- ◆ 健康保険証(受給を希望する方のもの)
- ◆ 助成金の振り込みを希望する口座のわかるもの(原則、受給を希望する本人名義口座)
- ◆ 認印
- ◆ 本人、その配偶者及びその扶養義務者の個人番号が確認できるもの  
(個人番号カード、通知カード等)
- ◆ 申請者の本人確認できるもの(顔写真つき)  
(個人番号カード、運転免許証、パスポート等)

※ 上記以外に、審査の段階で追加の書類が必要になる場合があります。

## その他 注意事項

- ◆ 精神障害者医療費助成事業(一般)の方は、精神障害者医療費受給資格証を医療機関等窓口で提示されないと、医療機関等で精神障害者医療費助成事業の資格の確認ができないため、自動的に助成金を振り込むことができません。
- ◆ 精神障害者医療費助成事業(後期高齢者・精神通院)の各事業の併合受給はできません。  
また、福祉医療制度等とも併合受給はできません。
- ◆ 精神障害者医療費助成事業(一般)を受給する場合も、国の制度である自立支援医療(精神通院医療)の認定を先に受けていただく必要があります。  
従来どおり、指定医療機関においては自立支援医療受給者証も併せてご提示ください。
- ◆ 精神障害者医療費助成事業(一般)の受給資格の有効期限は、毎年7月31日又は精神障害者保健福祉手帳の有効期限のどちらか早い時期までとなります。有効期限が切れるまでに更新の手続きを行ってください。
- ◆ 受給資格の有効期間内に、認定申請時等の内容(住所、健康保険証、精神障害者保健福祉手帳の等級、口座番号等)に変更が生じましたら、必ず「変更になった事実が確認できるもの」と「印鑑」と「受給資格証」を持参のうえ、変更の届出を行ってください。  
変更の届出が遅れた場合、口座振込ができない時や助成金の過払が発生し、ご返金いただくこともあり得ます。
- ◆ 助成させていただいた医療費に差額等が生じた場合、自動的に相殺させていただくことがあります。
- ◆ 精神障害者医療費助成事業(一般)の振込時の通知は行いません。通帳等でご確認ください。



受給資格証の更新時期にはご注意ください

